財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容
406	地域	34	ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区（内陸フロンティアを拓く取組）	木質バイオマス発電を中心とした産業拠点整備事業（電力供給施設整備）	木質バイオマス等の新エネルギーで発電した電力を、災害時において総合特区内の災害・停電時における協力協定を締結している特定施設（避難所や物資供給拠点等）に対して融通するため、災害時専用線の整備を図る。	バイオマス発電事業者、小山町	経済産業省内閣府		新規	新エネルギーで発電した電力を、特定施設に対して融通するための、災害時専用線の整備に対する財政上の支援措置を求める。

回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
	担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
1回目	経済産業省資源エネルギー庁・電力基盤整備課		C		安定供給のための送電設備については、電気事業法上、電力会社がこれを設置し、その費用を電気料金で回収する制度となっているため、財政上の支援にはなじまない。		c	電気事業法の趣旨については理解したが、本提案は有事の際に災害拠点施設や協力協定を締結し物資供給拠点等となる施設への電力供給を可能とする事前の防災対策としての送電線整備に対する支援措置を求めるものである。 平成26年4月に策定された「エネルギー基本計画」においても、第3章第7節「国内エネルギー供給網の強靭化」の「2「国内危機」(災害リスク等）への対応強化」の「（2）需要サイドの強靭化」において、「再生可能エネルギー等による分散型エネルギーシステムは、危機時における需要サイドの対応力を高めるものであり、分散型エネルギーシステムの構築を進めていく。」との記載がある。 さらに、国土強靭化基本計画の第3章国土強靭化の推進方針の2の（4）エネルギーにおいて「地域内でのエネルギー自給力の強化」、「コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する」との記載がある。 本提案による取組は、エネルギー基本計画や国土強靭化基本計画の推進方針とも合致したものと考えられることから、これらの視点から支援の可能性についての見解を伺いたい。		経済産業省から、本提案は財政上の支援にはなじまない、と回答されているところであるが、指定自治体より、エネルギー基本計画や国土強靭化基本計画の視点における支援の可能性についての見解を伺いたい、と回答があった。 しかし、経済産業省の財政上の支援にはなじまないとする見解と、指定自治体の回答には大きな隔たりがあることから、一旦協議を終了する。	Ⅳ
1回目	内閣府防災担当		C		本提案については、特区から提示された提案内容では内閣府設置法第4条第3項に規定されている当府の所掌事務であると判断できないため、当府ではご提案の新規の予算制度を検討することはできない。		c	本提案には有事の際に災害拠点施設や協力協定を締結し物資供給拠点等となる施設への電力供給を可能とする事前の防災対策としての送電線整備に対する支援措置を求めるものである。 国土強靭化基本計画では、第3章国土強靭化の推進方針の2の（4）エネルギーにおいて、「地域内でのエネルギー自給力の強化」、「コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する」との記載がある。 さらに、45の「起きてはならない最悪の事態」のうち、15の重点化プログラムとして「電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止」が位置づけられ、「エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する」とされている。 貴省見解では、内閣府設置法第4条第3項に規定されている所掌事務と判断できないとのことであるが、本提案による取組は、国土強靭化基本計画の推進方針とも合致したものと考えられることから、国土強靭化法等、災害予防、大規模災害が発生する恐れがある場合における災害への対処という視点から支援の可能性についての見解を伺いたい。		内閣府防災担当から、本提案は所掌事務であると判断できず、新規の予算制度を検討することはできない旨回答されているところであるが、指定自治体より、国土強靭化基本計画等、災害予防、大規模災害が発生する恐れがある場合の災害への対処という視点からの支援の可能性についての見解を伺いたい、と回答があった。 しかし、指定自治体の提案内容は所掌事務であると判断できず、新規の予算制度を検討することはできないとする内閣府防災担当の見解と、指定自治体の回答には大きな隔たりがあることから、一旦協議を終了する。	Ⅳ
2回目											